

市町村における国保特会のイメージ（単純化したもの）※前年度繰越金や延滞金、県への償還金などは省略

★歳入と歳出はそれぞれ①～③（同色）のグループ内で完結させるのが原則



※保健事業費のうち、特定健康診査などについては県（国負担含む）定率負担あり（特別交付金）

（補助基準額の県1/3、国1/3）

※法定繰入には一部県（国庫負担含む）補助あり（一般会計で受け、市負担分を加えて国保特会へ）

【法定繰入（事務費繰入除く）の内訳】

ア 担税力に乏しい者の国民健康保険税の軽減に要する経費などの補填を目的とするもの

- ・保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） **市1/4**（県3/4）
- ・保険基盤安定繰入金（保険者支援分） **市1/4**（県1/4、国1/2）
- ・未就学児均等割軽減繰入金 **市1/4**（県1/4、国1/2）
- ・産前産後軽減繰入金 **市1/4**（県1/4、国1/2）
- ・財政安定化支援事業等繰入金 **市10/10**（ただし地方交付税措置あり）

イ その他給付費に直接充てるもの

- ・出産育児一時金等繰入金 **市2/3**（ただし地方交付税措置あり）

現状、国保財政調整基金は枯渇しており、ほぼ全額を法定外繰入で対応

R9年度からの県内税率準統一に向け、R8年度までに法定外繰入の解消が求められている（第3期埼玉県国保運営方針）

法令上、市の責任で負担すべき部分は上記繰入の市負担分及び事務費繰入のみ

（給付費等について国・県の定率負担等は定められているが、市での法定負担分はない）

令和9年度以降の市町村における国保特会のイメージ（単純化したもの）

★歳入と歳出はそれぞれ①～③（同色）のグループ内で完結させるのが原則

【現在】

| 歳出 | 保険給付費<br>(出産育児一時金、葬祭費などの条例根拠分を除く) | 保健事業費<br>(特定健診、保養施設補助など) | 出産育児一時<br>金、葬祭費な<br>ど | 国保事業費納付金<br>(給付費のうち国保税負担相当分<br>・後期支援金・介護納付金)      | 事務費など           |
|----|-----------------------------------|--------------------------|-----------------------|---|-----------------|
|    | ①                                 |                          |                       | ②   | ③               |
| 歳入 | 県支出金（普通交付金）                       | 県支出金<br>(特別交付<br>金)      | 国民健康保険税               | 一般会計繰入<br>(基盤安定な<br>ど)<br>財源不足（基金繰入）<br>※実態はその他繰入 | 一般会計繰入<br>(事務費) |

【令和9年度（準統一）以降】

| 歳出 | 保険給付費（出産育児一時金、葬祭費などを含むすべて）<br>保健事業費（全市町村で共通して実施する事業） | 保健事業費（県指定事<br>業、市町村独自事業） | 国保事業費納付金<br>(給付費等のうち国保税負担相当分<br>・後期支援金・介護納付金) | 事務費など                                     | 保養施設補<br>助                       |
|----|--|--------------------------|---|---|----------------------------------|
|    | ①  |                          | ②   | ③   |                                  |
| 歳入 | 県支出金（普通交付金）  | 県支出金<br>(特別交付<br>金)      | 国民健康保険税                                       | 一般会計繰入<br>(基盤安定な<br>ど)<br>一般会計繰入<br>(事務費) | 一般会計<br>(一般会計事<br>業化又は基<br>金の活用) |

※仮に国保税に不足が生じたら、

原則県から借入を受けた上で

翌年度の国保税に上乗せ

（償還のため）

現在、県と一部市町村で構成されるワーキンググループで詳細は検討中であるが、

令和9年度以降は現在納付金の対象外とされている保健事業について、次の3つに分かれることとなる。

①納付金の算定対象に加え、普通交付金で予算措置するもの

②納付金の算定対象とはしないが、特別交付金で交付し全部または一部が予算措置されるもの

③基金などを活用した独自財源または一般会計での実施を検討するもの

＜参考＞県運営方針による、準統一後の基金の取り扱いについての記載

・準統一後（注：令和9年度以降）は基金積立のための保険税率の引上げは行わないこととします。

・保険税率の引下げを目的とした基金残高の取崩しは行わないこととします。